



## 宮崎県で高病原性鳥インフルエンザ発生！

平成19年1月13日、宮崎県清武町のブロイラー種鶏農場において高病原性鳥インフルエンザ（HPAI：血清型H5N1）が発生しました。熊本県では、平成18年12月から平成19年2月までの3ヶ月間を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と位置づけ、県内における本病の発生子予防や早期発見に万全を期する取り組みを実施しているところでした。

### ■ 発生状況

発生日：平成19年1月13日

発生場所：宮崎県宮崎郡清武町

飼養状況：肉用種鶏 約12,000羽／1戸

防疫措置：

- 1) 飼養鶏約12,000羽の殺処分（炭酸ガス法）後、埋却処理
- 2) 移動制限：当該農場より半径10km以内（約40万羽／17農場）
- 3) 周辺農場の緊急臨床立入検査および消毒の徹底
- 4) 異常鶏発生時の通報の徹底

### ● 熊本県における対応

#### ■ 緊急立入検査の実施

養鶏農家（飼養羽数1,000羽以上）について、緊急立入検査を実施します。

本病侵入防止のため、飼養鶏の異常の有無、消毒の徹底、農場内への立入制限および異常鶏発見時の早期通報の徹底等を指導します。

また、飼養鶏100羽以上1,000羽未満の養鶏農家については、同様の聞き取り調査を実施。

### ● 一般の鳥類飼養者の皆様へのお願い！

鳥は、生き物ですから、人と同じようにいつかは死んでしまいます。そして、その原因も様々ですから、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくことが知られていますので、原因が分からないまま、鳥が次々に連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所にご相談ください。

\*ご不明な点は、城南家畜保健衛生所まで（TEL0966-22-3814 FAX0966-22-3617）